

|                    |                                                                                         |
|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 【表紙】               |                                                                                         |
| 【提出書類】             | 訂正報告書                                                                                   |
| 【根拠条文】             | 法第27条の25第3項                                                                             |
| 【提出先】              | 関東財務局長                                                                                  |
| 【氏名又は名称】           | 株式会社産業革新投資機構<br>代表取締役社長 田中 正明<br>（注）株式会社産業革新機構は、平成30年9月25日付けで、株式会社産業革新投資機構に商号を変更いたしました。 |
| 【住所又は本店所在地】        | 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号                                                                       |
| 【報告義務発生日】          | 該当事項なし                                                                                  |
| 【提出日】              | 平成30年9月26日                                                                              |
| 【提出者及び共同保有者の総数（名）】 | 該当事項なし                                                                                  |
| 【提出形態】             | 該当事項なし                                                                                  |
| 【変更報告書提出事由】        | 該当事項なし                                                                                  |

## 【発行者に関する事項】

|           |                |
|-----------|----------------|
| 発行者の名称    | 株式会社ジャパンディスプレイ |
| 証券コード     | 6740           |
| 上場・店頭の別   | 上場             |
| 上場金融商品取引所 | 東京証券取引所        |

## 【提出者に関する事項】

## 1 【提出者（大量保有者）／1】

|               |                                     |
|---------------|-------------------------------------|
| 個人・法人の別       | 法人（株式会社）                            |
| 氏名又は名称        | 株式会社産業革新機構                          |
| 住所又は本店所在地     | 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号                   |
| 事務上の連絡先及び担当者名 | 株式会社産業革新機構<br>経営管理グループ 経営管理室長 前田 満弘 |
| 電話番号          | 03-5218-7206                        |

## 【訂正事項】

|                  |            |
|------------------|------------|
| 訂正される報告書名        | 変更報告書No.2  |
| 訂正される報告書の報告義務発生日 | 平成30年6月29日 |
| 訂正箇所             | 下記参照       |

（訂正前）

## 第2 【提出者に関する事項】

## 1 【提出者（大量保有者）／1】

（5）【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

| 年月日        | 株券等の種類    | 数量         | 割合   | 市場内外取引の別 | 取得又は処分の別 | 単価   |
|------------|-----------|------------|------|----------|----------|------|
| 平成30年6月29日 | 新株予約権付社債券 | 51,150,895 | 5.62 | 市場外      | 処分       | 買入消却 |

（訂正後）

## 第2 【提出者に関する事項】

## 1 【提出者（大量保有者）／1】

（5）【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

| 年月日        | 株券等の種類    | 数量         | 割合   | 市場内外取引の別 | 取得又は処分の別 | 単価                                |
|------------|-----------|------------|------|----------|----------|-----------------------------------|
| 平成30年6月29日 | 新株予約権付社債券 | 51,150,895 | 5.62 | 市場外      | 処分       | 買入消却（新株予約権付社債券1口あたり1億円。左記数量は株数換算） |

（訂正前）

## 第2【提出者に関する事項】

### 1【提出者（大量保有者）／1】

#### （6）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

##### 1. 株式貸借契約（貸株）

提出者は、日本証券金融株式会社（以下「日本証券金融」といいます。）との間で、平成26年7月11日付で、株式貸借契約を締結しております。日本証券金融は、当該契約に基づき、提出者が保有する発行者の普通株式について、日本証券金融が開設する提出者の口座において管理する株式数（又は両当事者間で別途株式数を合意した場合は当該株式数）（平成29年1月11日現在は333,000株）を超えない範囲で、契約期間内に繰り返し株式の借入れを行うことができ、借入れの時期及び株式数は、その都度、両当事者が協議のうえ決定しております。なお、当初の契約期間は、契約締結日より1年ですが、契約期間満了の1か月前までに当事者のいずれからも別段の意思表示がない限り、その後も1年ずつ自動更新されます。

2. 新株予約権付社債には譲渡制限が付されているため、発行者の取締役会の承認がない限り、提出者から第三者への譲渡はできません。

（訂正後）

## 第2【提出者に関する事項】

### 1【提出者（大量保有者）／1】

#### （6）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

##### 1. 株式貸借契約（貸株）

提出者は、日本証券金融株式会社（以下「日本証券金融」といいます。）との間で、平成26年7月11日付で、株式貸借契約を締結しております。日本証券金融は、当該契約に基づき、提出者が保有する発行者の普通株式について、日本証券金融が開設する提出者の口座において管理する株式数（又は両当事者間で別途株式数を合意した場合は当該株式数）（333,000株）を超えない範囲で、契約期間内に繰り返し株式の借入れを行うことができ、借入れの時期及び株式数は、その都度、両当事者が協議のうえ決定しております。なお、当初の契約期間は、契約締結日より1年ですが、契約期間満了の1か月前までに当事者のいずれからも別段の意思表示がない限り、その後も1年ずつ自動更新されます。

2. 新株予約権付社債には譲渡制限が付されているため、発行者の取締役会の承認がない限り、提出者から第三者への譲渡はできません。